

【その他の福祉】

1 災害弔慰金、災害援護資金の貸付制度

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して災害障がい見舞金を支給し、また、被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行います。

2 戦傷病者、戦没者遺族等の援助

旧軍人、軍属等の公務傷病による障がい者に対する補装具給付等の相談や戦没者の遺族の方に対する弔慰金等の給付に関する進達・相談業務を行っています。

(1) 相談事業

戦没者の遺族の方の各種年金、又給付金の受給、あるいは戦傷病者の援助などについて相談を受け、必要な指導、助言を行っています。

(2) 戦没者の遺族、旧軍人軍属等の遺族に対する援護

国家補償の精神に基づいて、旧軍人、旧軍属等の遺族の方に対し、年金・給与金・弔慰金・公務扶助料等の支給に関する進達・相談を行っています。

(3) 戦傷病者に対する援護

傷病恩給、障害年金及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金のほか、現在療養している方に対して療養手当の支給に関する進達・相談を行っています。

(4) 戦没者追悼式

例年、本市では国・県とは別に、戦没者の遺族の方の参列を得て、戦争犠牲者を追悼し、その冥福を祈るとともに平和を祈念して追悼式を開催しています。

○英霊柱数 3,100 余柱

3 日本赤十字社

日本赤十字社は、人道的任務を達成することを目的とし、日本赤十字社法に基づいて設置された団体です。

本市の赤十字活動は、社費の募集、社員の拡大、災害救護、各種講習会、献血運動、青少年の健全育成のほか、奉仕団、青少年赤十字の支援などを行っています。

■社費募集状況の推移 (千円)

区 分 年 度	目 標 額	実 績 額
令和元	16,073	15,368
令和2	16,073	16,033
令和3	16,073	15,954
令和4	16,073	11,912
令和5	16,073	11,576

(1) 災害救護

災害時（火災を含む）に備えて、毛布、日用品セットを備蓄し、また、その他救護活動に必要な資材（テント、鍋、釜等）を整備し、有事に備えています。

○令和5年度災害救護件数 … 2件

(2) 救命救急法講習会

けが人、急病人が発生したとき適切な応急手当が速やかにできる知識と技術を習得するため、講習会を開催しています。

4 献血推進運動

輸血用血液を献血により確保するため、採血車により各事業所等における献血の実施や、会津赤十字血液センターとの連携により、街頭献血の実施や献血思想の普及活動を行っています。

■献血状況の推移（各年3月末日現在）（人、％）

区 分 年 度	目 標	実 績	達 成 率
令和元	2,549	2,403	94.2
令和2	2,617	3,329	127.2
令和3	2,517	3,155	125.3
令和4	2,619	3,014	115.0
令和5	2,534	3,071	121.1

5 孤立死等防止対策

高齢者等が周囲に気づかれずに亡くなる孤立死を未然に防止するため、平成24年10月から電気、ガス、水道等のライフラインに関わる事業者・新聞販売店及び会津若松警察署と協定を締結し、要支援者の早期発見に向けたネットワークを構築しています。

○協定締結事業所数（令和5年度末現在）…24事業所

6 会津若松地区保護司会

地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

○保護司数 52名（令和6年4月1日現在）

7 再犯防止対策（会津若松市再犯防止推進計画）

再犯防止推進計画は、国や県、関係団体等と連携して、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」と再犯を防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に再犯防止の取組を行います。

○計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

○計画の体系

基本理念 誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標1 安定した生活の確保

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本目標3 関係機関との連携

基本目標4 広報・啓発活動の充実

8 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法の一部改正により県から市へ移譲された事務で、主たる事務所及びその行う事業が市の区域内にある法人にあっては、市が所轄庁として、各種認可・届出事務及び法人運営全般に関する助言・改善指導を行います。

○対象法人数 14法人（令和6年4月1日現在）

○令和5年度実施 4法人